

甘楽町役場 ☎74-3131(代) FAX 74-5813(代)  
 にこここ甘楽 ☎67-7655(代) FAX 67-7066(代)

## 甘楽町住宅リフォーム 促進事業補助金

町内の業者を活用して自宅をリフォームした場合に、国の重点支援交付金を活用し、費用の一部を補助します。この助成事業は今年度で終了となりますのでご了承ください。

### 対象者

● 町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人

● 過去に、本事業および甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人



ホームページ

### 《申請の要件》

《申請者および同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件》

● 町税などを滞納していないこと

● 暴力団員などでないこと

**対象住宅** 補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅

### 対象工事

(次の要件を全て満たすこと)

● 内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とするリフォーム工事であること

※エアコン、温水器の補助は対象外です。(8ページ参照)

● 町内の業者(法人は本店が町内に

にある業者)に発注する工事であること

● 補助対象の工事費用が10万円(税込)以上であること

● 補助金の交付決定を受ける前に着工または完成していないこと

● 工事完了後30日までに工事完了報告ができること

### 補助金額

《補助率》補助対象の工事費用の10%以内(中学生以下の子どもがいる場合は20%以内)

### 《限度額》20万円

### 申請期限

令和9年2月26日(金)

※予算に達し次第、締め切りとなります。

### 申請・問合せ

建設課都市計画係

☎68322

FAX(74)5813

### 福祉係からのお知らせ



◎在宅で介護を受けている常時おむつを必要とする人に、紙おむつを支給します

**対象者** 町内に住所があり、①または②に該当する人

① 65歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者

② 身体または精神に相当程度の障がいのある心身障害児(者)

**支給内容** 紙おむつ、尿取りパッド

**支給回数** 年3回(6月・10月・2月)

**申請方法** 4月24日(金)までに福祉係へ申請してください。昨年度の申請者には、町から継続の申請書を送付します。

を交付します。

◎心身に障がいのある人へ、初乗り運賃分を補助する福祉タクシー券を交付します

**対象者** 町内に住所があり、現在、自動車税または軽自動車税(種別

割)の減免を受けていない人

◆左記に該当する人

視覚障害者 1級から6級まで

聴覚障害者 2級

肢体不自由 ▼下肢 1級から6級まで ▼体幹 1級から3級まで

または5級

内部機能障害 ▼心臓機能障害・

じん機能障害・呼吸機能障害・ぼうこうまたは直腸の機能障害・小腸機能障害 1級、3級または4級

▼ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害

1級から4級まで療育手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者

**利用の範囲と交付枚数** 町と協定

を結んでいる業者のタクシーで、年間36枚を交付します。

※年度途中に申請した場合は、月数に応じた枚数とします。

※自動車税の減免を受けた場合は、タクシー券を返却していただきます。

**申請方法** 手帳を持参の上、福祉係へ申請してください。

**その他** 期限切れの券をお持ちの人は返却してください。

↳共通事項↳

申請・問合せ

にこここ甘楽 福祉課福祉係

☎(67)5162

FAX(67)7066

下井住宅団地残の3区画  
好評分譲中

詳しくはホームページで確認または担当にお問い合わせください。

**問合せ** 甘楽郡土地開発公社甘楽町支所(建設課都市計画係)

☎(64)8322

FAX(74)5813



ホームページ